

『IFRS®基準 2018』

お詫びと訂正

本書におきまして、以下の誤りがございました。謹んでお詫びするとともに下記のように訂正いたします。読者の皆様にご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

株式会社 中央経済社

訂正箇所	誤	正
Part A vi ページ 下から 4 行目	葛永 竜一	葛永 竜一
Part A A106～A107 ページ 「業績条件」の 定義 (IFRS 第 2 号)	(略) 業績目標は、次のいずれかを参照して定義される。 (a) 企業自身の営業（又は活動） (b) 企業の 資本性金融商品 又は同一の企業集団内の他の企業の資本性金融商品（株式及び ストック・オプション を含む）の価格（若しくは価値） (以下略)	(略) 業績目標は、次のいずれかを参照して定義される。 (a) 企業自身の営業(若しくは活動)、又は同一の企業集団内の他の企業の営業若しくは活動（すなわち、株式市場条件以外の条件） (b) 企業の 資本性金融商品 、又は同一の企業集団内の他の企業の資本性金融商品（株式及び ストック・オプション を含む）の価格（若しくは価値）（すなわち、株式市場条件） (以下略)
Part A A1420 ページ 12 項 (IFRIC 第 23 号)	営業者は、建設サービスと引換えに、委譲者から又は委譲者の指図で現金又は別の金融資産を受け取る無条件の契約上の権利を有する範囲で、金融資産を認識しなければならない。契約は通常、法律により執行可能なことから、委譲者には支払を回避する裁量は（あったとしても）ほとんどないため	不確実な税務処理が当期税金と繰延税金の両方に影響を与える場合（例えば、当期税金の決定に使用する課税所得と繰延税金の決定に使用する税務基準額の両方に影響を与える場合）には、企業は当期税金と繰延税金の両方について首尾一貫した判断及び見積りを行わなければならない。

	<p>ある。委譲者が営業者に対して、 (a)特定された又は特定可能な金額、又は(b)公共サービスの利用者から受け取る金額と特定された又は特定可能な金額との差額（それがある場合）を支払うことを契約により保証している場合には、たとえ支払が、営業者が社会基盤を特定の品質と能率要件を満たすように維持することを条件としても、営業者は現金を受け取る無条件の権利を有していることになる。</p>	
--	---	--